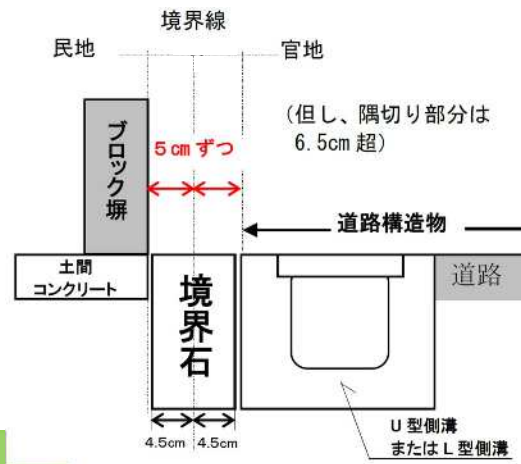


お知らせ

門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地との境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル**民地。このことは、さいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づく、さいたま市長の許可が必要です。

- 土地の形質の変更
- 建築物その他の工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
- 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をしていただき、原則中2日後の発行となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

土地・建物の売買をするときには、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとするときは、協会へ相談のうえ、行ってください。

権利の届出をしてください（定款第66条及び第68条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から**代表者1人**を選任して組合に届け出てください。

※代表者1人を選任：共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい

お問い合わせ先（組合事務局） 一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 〒338-0002 さいたま市中央区下落合2-18-6 http://saitama-kukaku.jp/	管理課 048-823-5221(資金管理・換地に関すること) 補償課 048-823-5226(建物補償等に関すること) 工事課 048-823-5227(工事に関すること)
---	--

区画整理だより

令和4年5月

さいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合
理事長 岡村 健司

ーごあいさつー

新緑の季節になり、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。この度の新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。

令和4年度さいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合予算、定款の一部変更について、令和4年2月18日に開催された総代会において議決されました。今年度も引き続き、区27号線外道路築造工事、道路等管理工事や工作物等移転補償等を実施する予定です。

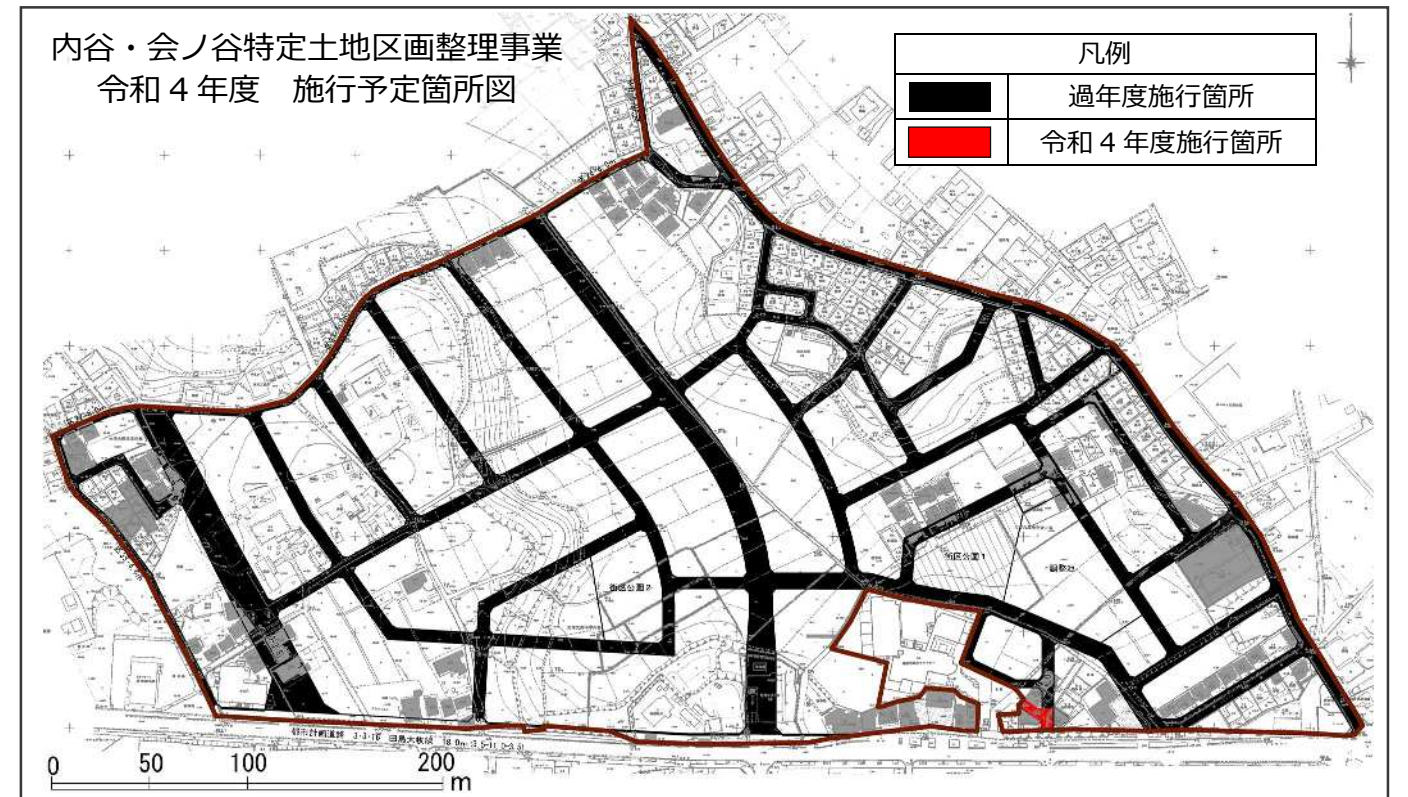
本組合事業につきまして、一日も早く新しいまちができるように、皆様と共に力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



令和4年度事業概要について

種別	内容
工事	区27号線外道路築造工事、道路等管理工事
補償	工作物等移転補償
調査設計	事業用地草刈業務、道路修繕設計業務、杭打測量・換地修正外業務委託、換地計画書作成業務委託、管理調書作成業務委託、出来形確認測量補正業務委託

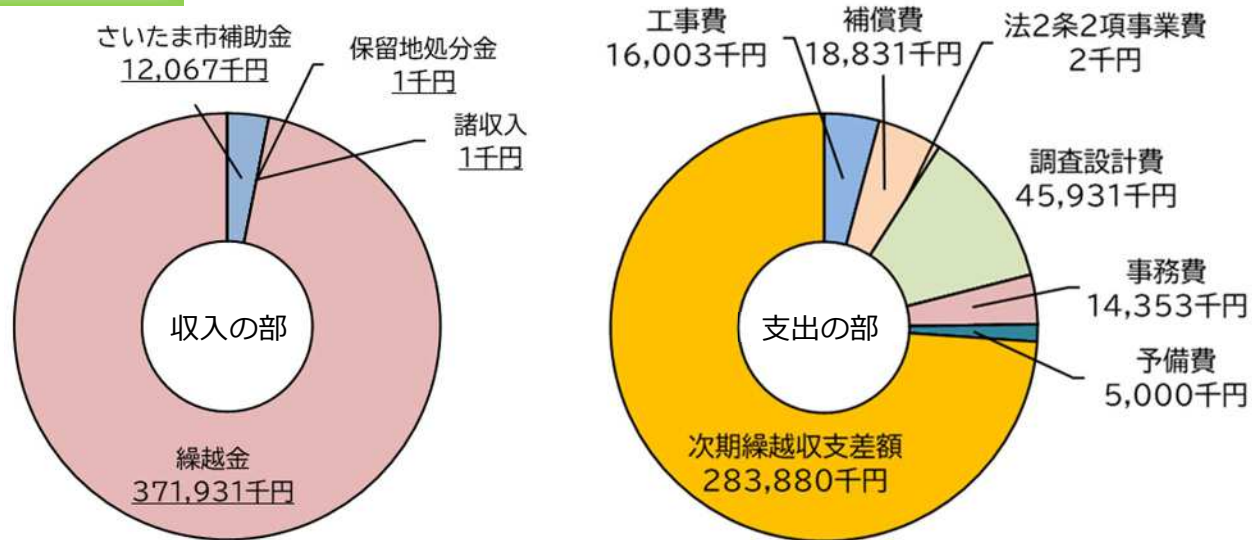
内谷・会ノ谷特定土地区画整理事業 令和4年度 施行予定箇所図



令和4年度収入支出予算について

令和4年2月18日開催の総代会において、令和4年度収入支出予算をそれぞれ384,000千円と定め、議決されました。

収入支出割合



【収入】

費目	予算額(千円)	備考
さいたま市補助金	12,067	
保留地処分金	1	
諸収入	1	
繰越金	371,931	
計	384,000	

【支出】

費目	予算額(千円)	備考
工事費	16,003	区27号線外道路築造工事、道路等管理工事
補償費	18,831	工作物等移転補償
法2条2項事業費	2	
調査設計費	45,931	換地計画書作成業務委託等
事務費	14,353	
予備費	5,000	
次期繰越収支差額	283,880	
計	384,000	

定款の一部変更について

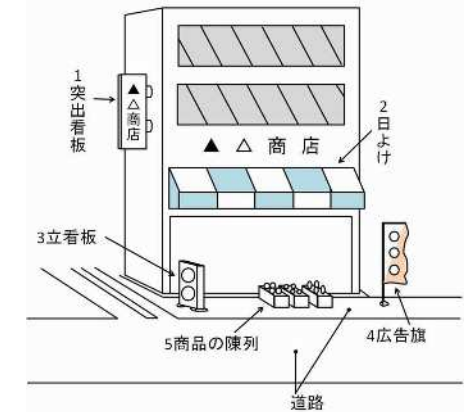
変更前	変更後
(公告の方法) 第69条 この組合の公告は、事務所の掲示場、さいたま市の掲示場及び理事長の指定する場所に掲示して行う。	(公告の方法) 第69条 この組合の公告は、事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場に掲示してするものとする。 ※変更前の下線部を変更

道路の使用についてのお願い

道路上にものを置かないで下さい

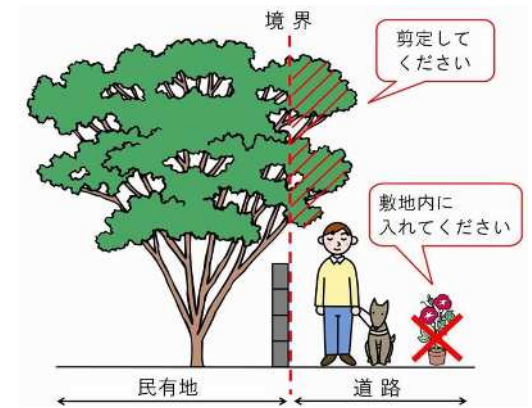
道路上に物(コンクリート板、道路段差解消ステップ、バリケード、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など)を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつかずいて転倒する事故にもつながります。

そのため、道路上に物を置いている場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



庭木の枝は敷地内で管理してください 植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。



道路上(歩道・側溝を含む)に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。

道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。